

災害時等における要配慮者の緊急受入れに関する協定書

桶川市（以下「甲」という。）と社会福祉法人彩明会障害者支援施設りんごの家（以下「乙」という。）とは、桶川市内に地震、風水害その他の災害等が発生した場合（以下「災害時等」という。）要配慮者の緊急受入れについて、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時等において、要配慮者が避難を余儀なくされた場合に避難支援活動を円滑に行うため、要配慮者の緊急受入れに関する甲と乙の相互援助、協力について、必要な事項を定めるものとする。

（要配慮者）

第2条 この協定において「要配慮者」とは、次に掲げる事項に該当する者をいう。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者であって、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）に規定する障害程度の等級が1級から2級までに該当するもの（体幹、上下肢、視覚又は聴覚に障がいのある者に限る。）
- (2) 療育手帳の重度、最重度及び精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている者
- (3) 介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する要介護状態区分が、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号）に規定する要介護3から要介護5までの認定を受けている者
- (4) 65歳以上のひとり暮らしの者及び75歳以上の者のみの世帯に属する者
- (5) その他市長が必要と認める者

（要請及び受諾）

第3条 甲は、災害時には、次の各号に規定する緊急受入れを乙に対して要請することができる。

- (1) 被災した住宅等の要配慮者の緊急受入れ
 - (2) 桶川市地域防災計画で指定する避難所に避難した要配慮者の二次的避難のための緊急受入れ
- 2 乙は、甲から緊急受入れの要請を受けたときは、可能な範囲で受諾するものとし、甲の要請事項に従い、緊急受入れに係る業務を行う。
- 3 乙は、甲の要請に基づき緊急受入れをした要配慮者の介護に必要な物資の供給を甲に対し、要請することができる。

（受入期間）

第4条 甲が乙に緊急受入れを依頼できる期間は、乙が甲の要請を受け、受入れを決定した時から、甲が指示する時までとする。

（費用の負担）

第5条 甲の要請に基づき乙が要配慮者の緊急受入れを実施した場合に要する費用は、甲が負

担するものとする。

2 前項に規定する費用の額は、甲乙協議のうえ、別に定めるものとする。

（手続等）

第6条 甲は第3条の規定により乙に緊急受入れを要請する場合は、乙にあらかじめ受入れ可能人数を確認の上、次に掲げる事項を明らかにした書面を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請し、後日文書を送付するものとする。

- (1) 要配慮者の人数
- (2) 要配慮者の氏名、住所、心身の状況、連絡先等
- (3) 要配慮者の身元引受人の氏名、住所、連絡先等
- (4) 受入期間

（受入可能人数の把握）

第7条 甲は、乙が受入れ可能な要配慮者の人数について、乙の協力を得て、定期的に把握するものとする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から平成28年3月31日までの間とする。

2 前項の規定にかかわらず、協定の期間満了の1か月前までに、甲又は乙から何らかの申出がない場合には、この協定の期間満了日の翌日から1年間、この協定を自動的に更新するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第9条 この協定について、疑義が生じたとき又は定めのない事項については、甲乙がその都度協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成27年 7月 21日

甲 埼玉県桶川市泉一丁目3番28号
桶川市

桶川市長 **小野克典**



乙 埼玉県桶川市倉田513番地
社会福祉法人彩明会 障害者支援施設りんごの家

理事長 **白石寿之**

